

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月26日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	03-3593-6113
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

（愛称：「グローバル・ドリーム」、以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

### （５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.0%）です。

\*「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

( 6 ) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。

なお、販売会社によって取扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合せください。

( 7 ) 【申込期間】

2019年11月27日から2020年5月25日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

( 8 ) 【申込取扱場所】

ファンドの取得申込は、販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

( 9 ) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込を行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに、取得申込総金額 を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

( 10 ) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

( 11 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 12 ) 【その他】

取得申込の方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込を行います。

ファンドの取得申込には、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。）」等を取扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で「分配金再投資コース」をお申込みのうえ、「定時定額購入コース」等に関する取決めを行う必要があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切期間については、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

また、申込期間において、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、取得申込の受付を行いません。

#### 取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができるものとします。

#### 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### （参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

#### その他

委託会社へのお問合せ先

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファンドは、世界各国の上場株式を主要投資対象とする「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 内外 / 株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	<b>株 式</b>
	海外	債 券
<b>追加型</b>	<b>内 外</b>	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	<b>グローバル （日本を含む）</b> 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年6回 （隔月） <b>年12回 （毎月）</b>	北米 欧州 アジア オセアニア	<b>ファミリー ファンド</b>	あり （ ）
不動産投信	日々 その他（ ）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	<b>なし</b>
<b>その他資産 （投資信託証券 （株式））</b>				
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

\* 属性区分に記載している為替ヘッジは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類および区分（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

#### 商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

商品分類表および属性区分表については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

#### 信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。

配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。

毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## （２）【ファンドの沿革】

2005年11月18日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2010年 7月 1日 ファンドの名称を「SG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）」から「アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）」に変更

## （３）【ファンドの仕組み】

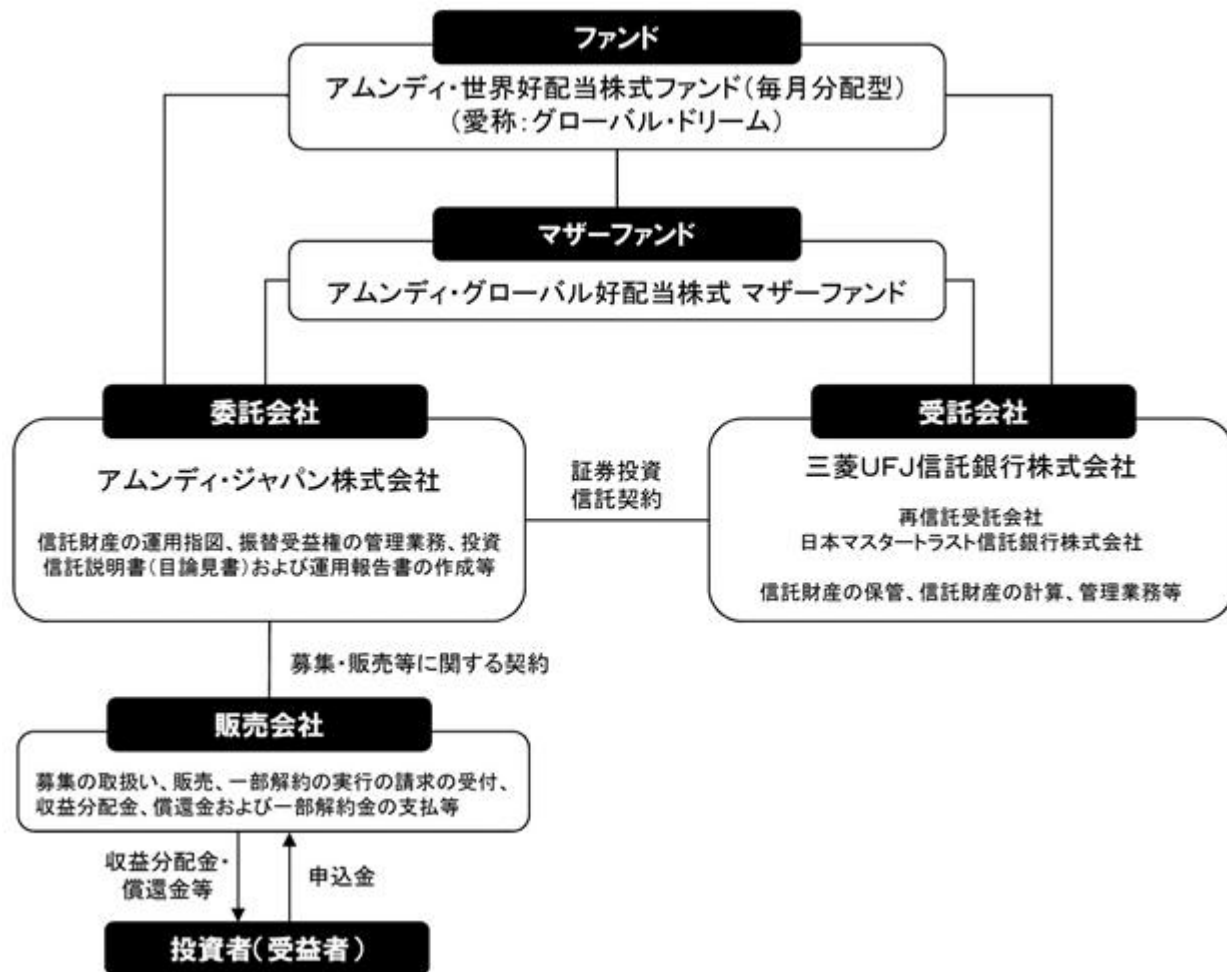
ファミリーファンド方式 で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



#### 各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約



## 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	1980年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	1998年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	1998年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	1998年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	2004年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	2010年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

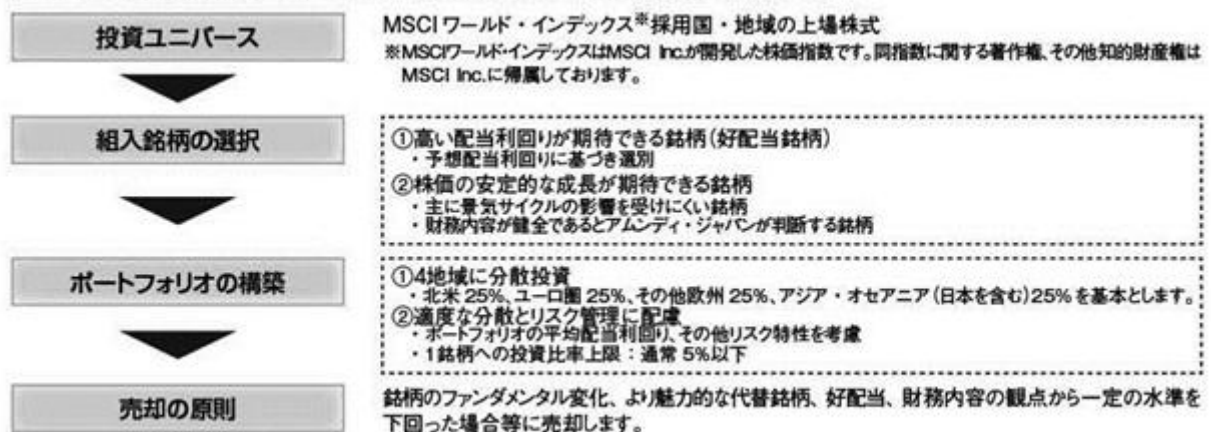
#### 投資態度

- (イ) 「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCIワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。このほか、世界各国の株式等に直接投資することがあります。
- (ロ) 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。
- (ハ) 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

#### ファンドの運用プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。



※運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

#### １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

##### イ．有価証券

##### ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

##### ハ．金銭債権

##### ニ．約束手形

#### ２．次に掲げる特定資産以外の資産

##### イ．為替手形

### 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前記20.の有価証券の性質を有するもの
22. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
23. 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

## 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

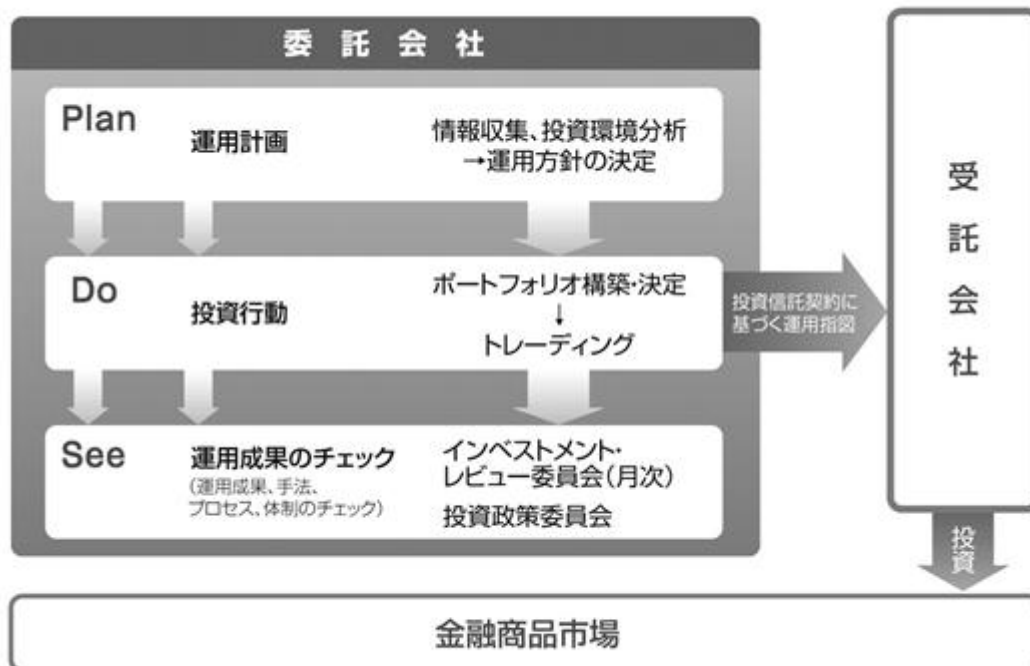
## その他

1. 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
3. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
4. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
5. スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
7. 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。
8. 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

## (3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



\* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、  
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

##### （a）分配対象額

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

##### （b）分配対象額についての分配方針

収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### （c）収益分配にあてず、信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

##### （d）留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

##### 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、指定販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

## ◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

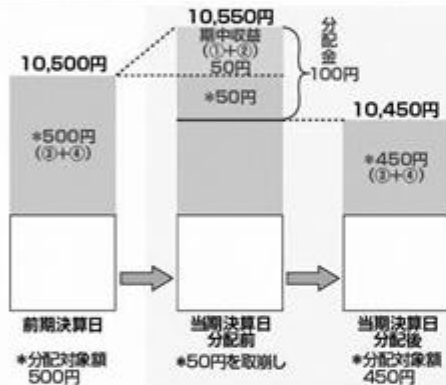
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



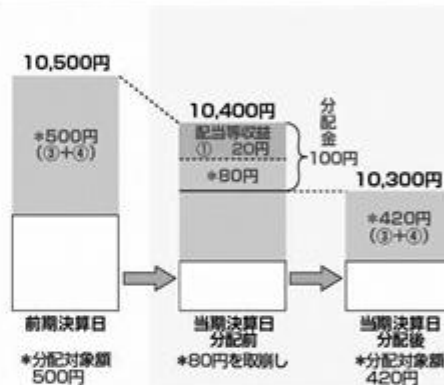
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

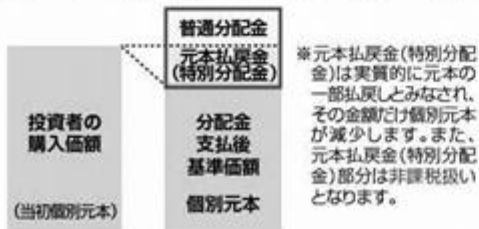


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

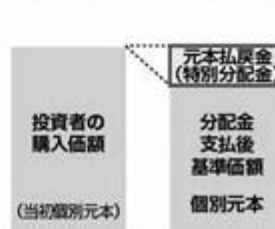
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## (5) 【投資制限】

### 信託約款に基づく主な投資制限

- (イ) マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。



- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ) デリバティブ取引等に係る投資制限  
デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (リ) 信用リスク集中回避のための投資制限  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
- (ヌ) 投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 法令等に基づく投資制限

##### 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

## <参考情報>

### アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンドについて

#### 1 運用の基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2 投資方針

##### (1) 投資対象

世界各国の上場株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

MSCIワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。  
株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

### 3 投資対象

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

#### 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

##### イ．有価証券

##### ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

##### ハ．金銭債権

##### ニ．約束手形

#### 2．次に掲げる特定資産以外の資産

##### イ．為替手形

#### 投資の対象とする有価証券

委託会社は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前記20.の有価証券の性質を有するもの
22. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
23. 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 4 投資制限

1. 株式への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
4. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
7. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

#### 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合、もしくは財務状況の悪化等により社債の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

#### 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや市場環境の悪化により売買価格が著しく低下することがあります。その際、市場動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

#### 為替変動リスク

ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

#### カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

## (2) その他の留意点

### ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

### ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

### 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る配当等収益、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

### 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

## (3) 委託会社のリスク管理について

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

### ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

### ・運用リスクの管理

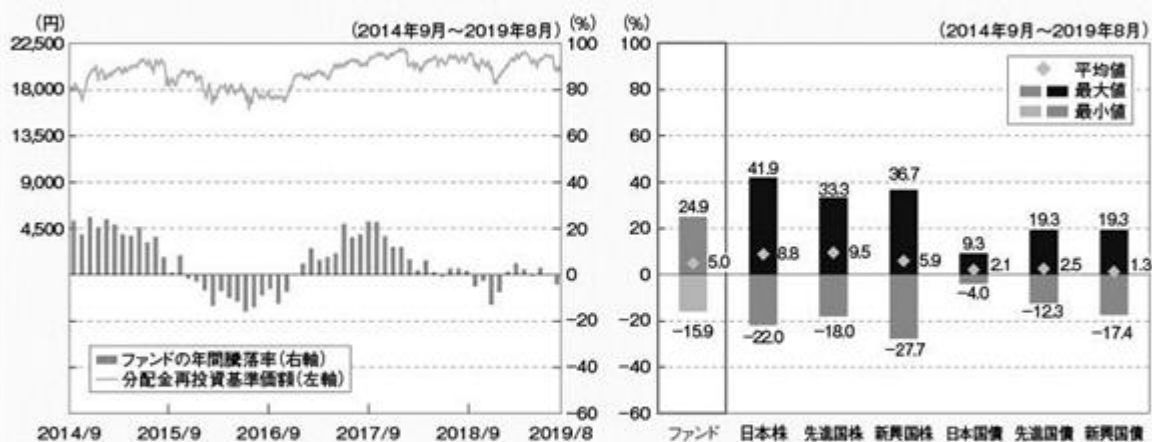
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## （参考情報）

## ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- \*①のグラフは、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- \*②のグラフは、2014年9月から2019年8月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- \*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ○各資産クラスの指数について

## 日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの高標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの高標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

## 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

## 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

## 日本国債 NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

## 先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 新興国債 JPモルガンGBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

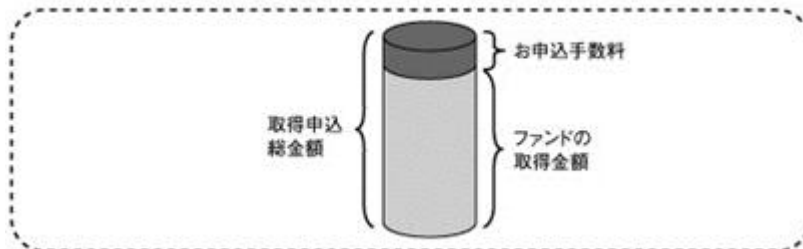
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には申込手数料はありません。詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

<お問合せ先>



<取得申込時にお支払いいただく金額>



### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で、信託財産に留保されます。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.177%（税抜1.07%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

(信託報酬の配分)		(年率)
支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.50%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.50%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.07%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬等は本書作成日現在のものです。



#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日計算し、委託会社が定めた時期に当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

## 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

- \* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

## 個別元本について

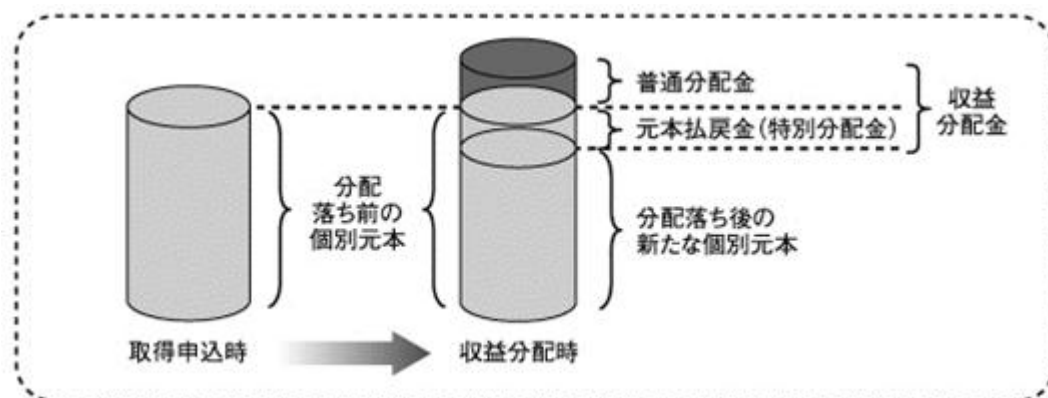
- 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

## 5【運用状況】

以下は2019年8月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

## (1)【投資状況】

## 信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,437,820,611	99.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		20,353,115	0.45
合計（純資産総額）		4,458,173,726	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

## &lt;参考情報&gt;

## 「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	250,468,820	3.85
	アメリカ	1,212,300,569	18.65
	カナダ	531,519,666	8.18
	ドイツ	197,021,405	3.03
	イタリア	240,440,684	3.70
	フランス	293,364,220	4.51
	オーストラリア	667,103,772	10.26
	イギリス	818,670,315	12.60
	スイス	366,887,392	5.64
	バミューダ	52,479,843	0.80
	香港	46,420,256	0.71
	シンガポール	173,896,358	2.67
	ニュージーランド	213,251,576	3.28
	オランダ	111,976,768	1.72
	スペイン	308,412,759	4.74
	ベルギー	37,710,373	0.58
	スウェーデン	51,509,554	0.79
	ノルウェー	279,324,843	4.29
	オーストリア	69,712,694	1.07
	ルクセンブルク	37,628,049	0.57
	フィンランド	233,334,148	3.59
	デンマーク	45,098,390	0.69
	アイルランド	42,705,790	0.65
ポルトガル	30,082,898	0.46	
ケイマン諸島	27,083,955	0.41	
ジャージー	27,491,165	0.42	
ガーンジー	16,227,753	0.24	
小計		6,382,124,015	98.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		114,840,923	1.76

合計(純資産総額)	6,496,964,938	100.00
-----------	---------------	--------

## その他の資産の投資状況

種類	国/地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(米ドル)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	6	米ドル	893,635.86	93,472,944	1.43

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド	1,788,434,195	2.4336	4,352,333,456	2.4814	4,437,820,611	99.54

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

## 種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.54
	合計	99.54

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## &lt;参考情報&gt;

「アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド」

## 投資有価証券の主要銘柄(評価額上位30銘柄)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	56,597	2,051.53	116,110,873	2,216.74	125,461,394	1.93
2	オランダ	株式	UNILEVER NV	食品・生活必需品小売り	17,112	5,747.08	98,344,078	6,543.75	111,976,768	1.72
3	ニュージーランド	株式	MERIDIAN ENERGY LTD	公益事業	304,591	213.37	64,993,018	327.44	99,737,713	1.53
4	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	18,695	5,670.47	106,009,622	5,293.34	98,959,178	1.52
5	イタリア	株式	ENEL	公益事業	123,758	553.44	68,493,759	780.12	96,546,357	1.48
6	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	2,535	32,997.43	83,648,492	37,732.92	95,652,967	1.47
7	アメリカ	株式	AT&T	電気通信サービス	25,216	3,125.66	78,816,783	3,742.06	94,360,011	1.45
8	日本	株式	キヤノン	電気機器	33,600	3,162.33	106,254,288	2,761.00	92,769,600	1.42
9	オーストラリア	株式	SONIC HEALTHCARE LTD	ヘルスケア機器・サービス	44,128	1,639.89	72,365,410	2,081.54	91,854,479	1.41
10	スイス	株式	NOVARTIS 'R'	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,740	8,347.65	72,958,519	9,476.37	82,823,556	1.27
11	ニュージーランド	株式	SPARK NEW ZEALAND LTD	電気通信サービス	278,773	273.09	76,132,069	293.22	81,743,770	1.25

12	フィンランド	株式	FORTUM OYJ	公益事業	34,261	2,167.92	74,275,137	2,344.36	80,320,320	1.23
13	日本	株式	三井物産	卸売業	47,300	1,747.00	82,633,100	1,663.00	78,659,900	1.21
14	アメリカ	株式	DTE ENERGY	公益事業	5,600	12,420.68	69,555,853	13,837.67	77,490,956	1.19
15	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORP	公益事業	7,807	9,235.40	72,100,806	9,875.22	77,095,917	1.18
16	カナダ	株式	TRANSALTA RENEWABLES INC	公益事業	73,400	891.62	65,445,223	1,046.23	76,793,766	1.18
17	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	食品・飲料・タバコ	9,701	8,947.96	86,804,189	7,741.77	75,102,922	1.15
18	オーストラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	電気通信サービス	283,905	209.01	59,340,006	261.98	74,378,226	1.14
19	オーストラリア	株式	COCA-COLA AMATIL	食品・飲料・タバコ	95,849	727.96	69,775,062	775.92	74,371,846	1.14
20	イタリア	株式	SNAM SPA	公益事業	133,191	449.58	59,880,257	548.62	73,072,087	1.12
21	イギリス	株式	ASTRAZENECA	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,538	8,028.48	60,518,748	9,550.93	71,994,925	1.10
22	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING	銀行	36,056	1,863.94	67,206,336	1,978.47	71,335,757	1.09
23	スイス	株式	NESTLE 'R'	食品・飲料・タバコ	5,799	9,130.11	52,945,547	11,898.06	68,996,855	1.06
24	ドイツ	株式	MUNCH.RUCK.REGD.	保険	2,641	22,379.10	59,103,222	25,713.91	67,910,457	1.04
25	ノルウェー	株式	EQUINOR ASA	エネルギー	37,341	2,267.85	84,684,160	1,807.85	67,507,244	1.03
26	イギリス	株式	ADMIRAL GROUP PLC	保険	24,500	2,609.16	63,924,459	2,749.21	67,355,792	1.03
27	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	88,000	894.26	78,695,144	761.95	67,052,084	1.03
28	フィンランド	株式	CITYCON OYJ	不動産	58,000	1,030.43	59,765,450	1,155.12	66,997,342	1.03
29	アメリカ	株式	CONSOLIDATED EDISON	公益事業	7,116	8,233.61	58,590,414	9,384.44	66,779,739	1.02
30	カナダ	株式	BCE INC	電気通信サービス	13,100	4,502.18	58,978,584	5,030.90	65,904,894	1.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

## 種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	電気機器	1.42
		輸送用機器	0.11
		卸売業	2.06
		銀行業	0.24
外国	株式	エネルギー	6.02
		素材	0.38
		資本財	0.63
		商業・専門サービス	0.19
		運輸	2.97
		自動車・自動車部品	0.63
		耐久消費財・アパレル	0.50
		消費者サービス	0.46
		メディア・娯楽	0.97
		小売	0.97
		食品・生活必需品小売り	2.01
		食品・飲料・タバコ	8.53
		ヘルスケア機器・サービス	1.89
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.07
		銀行	8.60
		各種金融	2.95
		保険	10.28
		不動産	1.90
		ソフトウェア・サービス	1.80
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.50
電気通信サービス	10.22		
公益事業	21.34		
半導体・半導体製造装置	3.43		
合計			98.23

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (米ドル)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	6	米ドル	893,635.86	93,472,944	1.43

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2019年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第9特定期間末 (2010年 2月25日)	21,818,373,975	21,931,072,836	0.5808	0.5838
第10特定期間末 (2010年 8月25日)	17,396,401,398	17,495,097,216	0.5288	0.5318
第11特定期間末 (2011年 2月25日)	16,112,838,708	16,197,313,518	0.5722	0.5752
第12特定期間末 (2011年 8月25日)	12,613,429,481	12,688,020,904	0.5073	0.5103
第13特定期間末 (2012年 2月27日)	11,892,605,126	11,957,981,118	0.5457	0.5487
第14特定期間末 (2012年 8月27日)	10,520,710,849	10,580,102,456	0.5314	0.5344
第15特定期間末 (2013年 2月25日)	11,738,310,601	11,790,630,661	0.6731	0.6761
第16特定期間末 (2013年 8月26日)	12,194,798,226	12,245,737,281	0.7182	0.7212
第17特定期間末 (2014年 2月25日)	13,004,909,907	13,052,976,237	0.8117	0.8147
第18特定期間末 (2014年 8月25日)	11,812,505,251	11,854,177,299	0.8504	0.8534
第19特定期間末 (2015年 2月25日)	11,083,745,975	11,119,179,676	0.9384	0.9414
第20特定期間末 (2015年 8月25日)	9,300,529,312	9,333,604,421	0.8436	0.8466
第21特定期間末 (2016年 2月25日)	7,709,241,282	7,739,540,761	0.7633	0.7663
第22特定期間末 (2016年 8月25日)	7,085,952,845	7,113,989,120	0.7582	0.7612
第23特定期間末 (2017年 2月27日)	7,160,810,082	7,186,667,908	0.8308	0.8338
第24特定期間末 (2017年 8月25日)	6,649,520,522	6,672,694,096	0.8608	0.8638
第25特定期間末 (2018年 2月26日)	6,113,972,995	6,135,509,011	0.8517	0.8547
第26特定期間末 (2018年 8月27日)	5,792,392,850	5,812,823,789	0.8505	0.8535
第27特定期間末 (2019年 2月25日)	4,961,112,833	4,979,180,115	0.8238	0.8268
第28特定期間末 (2019年 8月26日)	4,380,182,627	4,397,354,074	0.7653	0.7683
2018年 8月末日	5,802,867,205	-	0.8518	-
9月末日	5,896,082,116	-	0.8653	-
10月末日	5,483,151,351	-	0.8103	-
11月末日	5,357,648,078	-	0.8271	-
12月末日	4,594,266,376	-	0.7511	-
2019年 1月末日	4,810,793,746	-	0.7904	-
2月末日	4,969,104,759	-	0.8250	-
3月末日	4,897,874,983	-	0.8300	-
4月末日	4,916,515,095	-	0.8385	-
5月末日	4,639,879,209	-	0.7953	-
6月末日	4,767,376,980	-	0.8203	-
7月末日	4,714,028,449	-	0.8185	-
8月末日	4,458,173,726	-	0.7801	-

(注) 純資産総額(分配付)及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。



## 【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第9特定期間	自 2009年 8月26日 至 2010年 2月25日	0.0180
第10特定期間	自 2010年 2月26日 至 2010年 8月25日	0.0180
第11特定期間	自 2010年 8月26日 至 2011年 2月25日	0.0180
第12特定期間	自 2011年 2月26日 至 2011年 8月25日	0.0180
第13特定期間	自 2011年 8月26日 至 2012年 2月27日	0.0180
第14特定期間	自 2012年 2月28日 至 2012年 8月27日	0.0180
第15特定期間	自 2012年 8月28日 至 2013年 2月25日	0.0180
第16特定期間	自 2013年 2月26日 至 2013年 8月26日	0.0180
第17特定期間	自 2013年 8月27日 至 2014年 2月25日	0.0180
第18特定期間	自 2014年 2月26日 至 2014年 8月25日	0.0180
第19特定期間	自 2014年 8月26日 至 2015年 2月25日	0.0180
第20特定期間	自 2015年 2月26日 至 2015年 8月25日	0.0180
第21特定期間	自 2015年 8月26日 至 2016年 2月25日	0.0180
第22特定期間	自 2016年 2月26日 至 2016年 8月25日	0.0180
第23特定期間	自 2016年 8月26日 至 2017年 2月27日	0.0180
第24特定期間	自 2017年 2月28日 至 2017年 8月25日	0.0180
第25特定期間	自 2017年 8月26日 至 2018年 2月26日	0.0180
第26特定期間	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	0.0180

第27特定期間	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	0.0180
第28特定期間	自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日	0.0180

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

#### 【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第9特定期間	自 2009年 8月26日 至 2010年 2月25日	1.0
第10特定期間	自 2010年 2月26日 至 2010年 8月25日	5.9
第11特定期間	自 2010年 8月26日 至 2011年 2月25日	11.6
第12特定期間	自 2011年 2月26日 至 2011年 8月25日	8.2
第13特定期間	自 2011年 8月26日 至 2012年 2月27日	11.1
第14特定期間	自 2012年 2月28日 至 2012年 8月27日	0.7
第15特定期間	自 2012年 8月28日 至 2013年 2月25日	30.1
第16特定期間	自 2013年 2月26日 至 2013年 8月26日	9.4
第17特定期間	自 2013年 8月27日 至 2014年 2月25日	15.5
第18特定期間	自 2014年 2月26日 至 2014年 8月25日	7.0
第19特定期間	自 2014年 8月26日 至 2015年 2月25日	12.5
第20特定期間	自 2015年 2月26日 至 2015年 8月25日	8.2
第21特定期間	自 2015年 8月26日 至 2016年 2月25日	7.4
第22特定期間	自 2016年 2月26日 至 2016年 8月25日	1.7
第23特定期間	自 2016年 8月26日 至 2017年 2月27日	11.9

第24特定期間	自 2017年 2月28日 至 2017年 8月25日	5.8
第25特定期間	自 2017年 8月26日 至 2018年 2月26日	1.0
第26特定期間	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	2.0
第27特定期間	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	1.0
第28特定期間	自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日	4.9

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第9特定期間	自 2009年 8月26日 至 2010年 2月25日	547,995,840	5,196,717,518	37,566,287,188
第10特定期間	自 2010年 2月26日 至 2010年 8月25日	315,080,754	4,982,761,656	32,898,606,286
第11特定期間	自 2010年 8月26日 至 2011年 2月25日	217,659,587	4,957,995,767	28,158,270,106
第12特定期間	自 2011年 2月26日 至 2011年 8月25日	538,583,520	3,833,045,770	24,863,807,856
第13特定期間	自 2011年 8月26日 至 2012年 2月27日	275,534,884	3,347,345,151	21,791,997,589
第14特定期間	自 2012年 2月28日 至 2012年 8月27日	162,913,915	2,157,709,024	19,797,202,480
第15特定期間	自 2012年 8月28日 至 2013年 2月25日	214,660,808	2,571,843,006	17,440,020,282
第16特定期間	自 2013年 2月26日 至 2013年 8月26日	1,644,297,441	2,104,632,558	16,979,685,165
第17特定期間	自 2013年 8月27日 至 2014年 2月25日	1,549,521,132	2,507,096,193	16,022,110,104
第18特定期間	自 2014年 2月26日 至 2014年 8月25日	573,037,752	2,704,465,109	13,890,682,747
第19特定期間	自 2014年 8月26日 至 2015年 2月25日	570,488,841	2,649,937,867	11,811,233,721
第20特定期間	自 2015年 2月26日 至 2015年 8月25日	970,574,473	1,756,771,671	11,025,036,523
第21特定期間	自 2015年 8月26日 至 2016年 2月25日	336,324,251	1,261,534,121	10,099,826,653
第22特定期間	自 2016年 2月26日 至 2016年 8月25日	53,492,773	807,894,183	9,345,425,243
第23特定期間	自 2016年 8月26日 至 2017年 2月27日	55,291,276	781,440,994	8,619,275,525
第24特定期間	自 2017年 2月28日 至 2017年 8月25日	84,746,919	979,497,644	7,724,524,800
第25特定期間	自 2017年 8月26日 至 2018年 2月26日	163,000,532	708,853,224	7,178,672,108
第26特定期間	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	165,892,547	534,251,567	6,810,313,088
第27特定期間	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	63,623,755	851,509,177	6,022,427,666
第28特定期間	自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日	26,307,249	324,919,194	5,723,815,721

(注) 全て本邦内におけるものです。

（参考情報）

## 運用実績

2019年8月末日現在

## 基準価額・純資産の推移、分配の推移



■基準価額と純資産総額■

基準価額	7,801円
純資産総額	44.6億円

■分配の推移■

決算日	分配金(円)
159期(2019年4月25日)	30
160期(2019年5月27日)	30
161期(2019年6月25日)	30
162期(2019年7月25日)	30
163期(2019年8月26日)	30
直近1年間累計	360
設定来累計	8,280

※分配金は1万円当たり・税引前です。  
※直近5期分を表示しています。

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および業種別配分の内訳はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産配分■

資産	比率(%)
国内株式	3.84
外国株式	93.95
現金・他	2.22
合計	100.0

※比率は純資産総額に対する実質組入割合です。  
※比率は四捨五入の関係で合計が100.0%とならない場合があります。

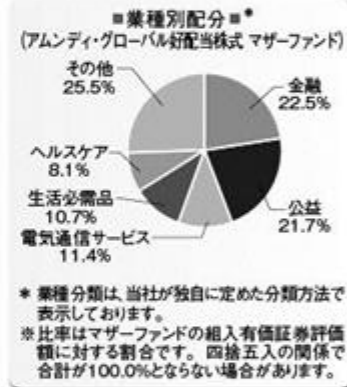
■その他の資産■

資産	比率(%)
先物	1.43

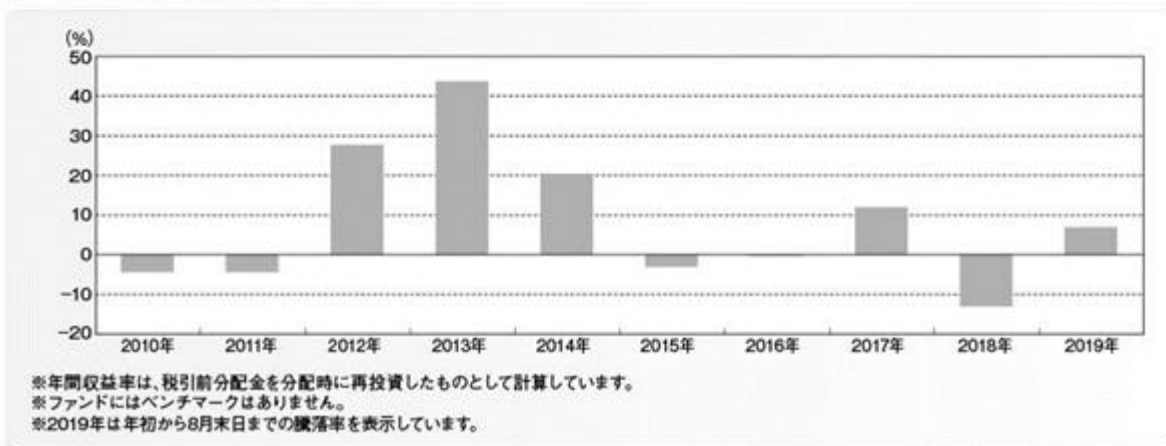
■組入上位10銘柄■(アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド)

順位	銘柄名	業種*	比率(%)
1	グラクソ・スミスクライン	ヘルスケア	1.9
2	ユニリーバ	生活必需品	1.7
3	メリディアン・エナジー	公益	1.5
4	トタル	その他	1.5
5	イタリア電力公社	公益	1.5
6	チューリッヒ保険会社	金融	1.5
7	AT&T	電気通信サービス	1.5
8	キャノン	その他	1.4
9	ソニック・ヘルスケア	ヘルスケア	1.4
10	ノバルティス	ヘルスケア	1.3

\*業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。  
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。



## 年間収益率の推移



※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱を行います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、取得申込の受付は行いません。ファンドの取得申込を行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱となります。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額をお申込みの販売会社に支払うものとし、取得申込の受付時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配時に分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」とがあります。販売会社によって取扱う各申込コースの名称および申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けません。また、販売会社によって取扱う各申込コースの名称および解約単位が異なる場合がありますので、詳しくはお申込みの販売会社へお問合せください。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱となります。解約請求の受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。解約請求に関する詳細についてはお申込みの販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求のお申込を受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。解約価額は、販売会社または委託会社（前記1 申込（販売）手続等（2）のお問合せ先にご照会ください。）に問合せることにより知ることができます。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.3\%)$$

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、解約請求の合計がその解約請求受付日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、解約請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 （親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



##### 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。お問合せ先につきましては、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください。

基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

##### 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されるものとします。

<sup>1</sup>「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<sup>2</sup>「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。



## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

## (4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

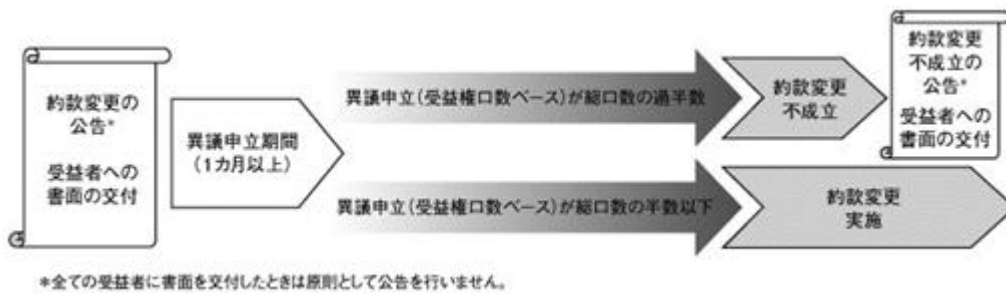
## 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します)。

## 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

## &lt; 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 &gt;



## 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 受託会社の辞任および解任に伴う取扱

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

## 運用報告書の作成

委託会社は、毎年2月、8月の決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

## 信託の終了

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対し

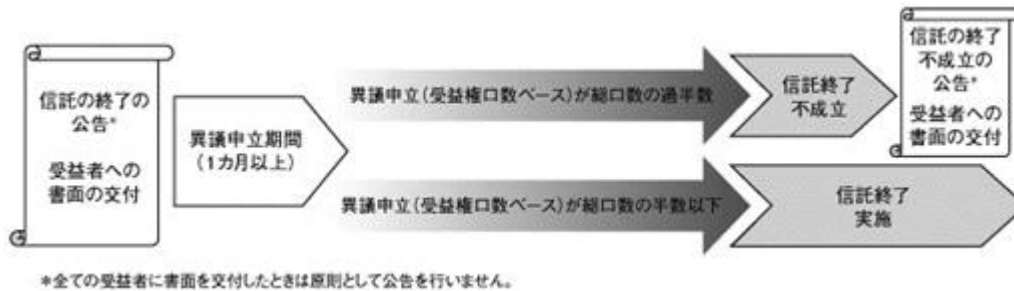
て交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### < 信託の終了の手续 >



(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドの有価証券報告書を2月と8月の計算期間の終了後3ヵ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4【受益者の権利等】

##### 収益分配金に対する請求権

- (イ) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- (ロ) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引換えに受益者に支払います。
- (ハ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとし、当該申込みにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

##### 償還金に対する請求権

- (イ) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- (ロ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- (ハ) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

##### 換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28特定期間(2019年2月26日から2019年8月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## アムンディ・世界好配当株式ファンド(毎月分配型)

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第27特定期間末 (2019年 2月25日)	第28特定期間末 (2019年 8月26日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	38,828,091	32,730,569
親投資信託受益証券	4,922,306,412	4,352,333,456
未収入金	25,000,000	20,000,000
流動資産合計	4,986,134,503	4,405,064,025
<b>資産合計</b>	<b>4,986,134,503</b>	<b>4,405,064,025</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	18,067,282	17,171,447
未払解約金	764,728	1,871,432
未払受託者報酬	312,050	300,459
未払委託者報酬	4,457,884	4,292,270
未払利息	99	80
その他未払費用	1,419,627	1,245,710
流動負債合計	25,021,670	24,881,398
<b>負債合計</b>	<b>25,021,670</b>	<b>24,881,398</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,022,427,666	5,723,815,721
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,061,314,833	1,343,633,094
(分配準備積立金)	50,330,747	60,787,851
元本等合計	4,961,112,833	4,380,182,627
<b>純資産合計</b>	<b>4,961,112,833</b>	<b>4,380,182,627</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,986,134,503</b>	<b>4,405,064,025</b>

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27特定期間 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	第28特定期間 自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	54,980,725	201,172,956
<b>営業収益合計</b>	<b>54,980,725</b>	<b>201,172,956</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	12,418	13,574
受託者報酬	1,985,949	1,806,527
委託者報酬	28,370,726	25,807,516
その他費用	1,433,138	1,247,862
<b>営業費用合計</b>	<b>31,802,231</b>	<b>28,875,479</b>
営業利益又は営業損失( )	86,782,956	230,048,435
経常利益又は経常損失( )	86,782,956	230,048,435
当期純利益又は当期純損失( )	86,782,956	230,048,435
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	4,133,623	477,316
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,017,920,238	1,061,314,833
剰余金増加額又は欠損金減少額	165,240,324	57,621,019
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	165,240,324	57,621,019
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,112,382	4,640,120
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,112,382	4,640,120
分配金	114,873,204	104,773,409
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,061,314,833	1,343,633,094



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末が休日のため、2019年2月26日から2019年8月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第27特定期間末 (2019年 2月25日)	第28特定期間末 (2019年 8月26日)
1. 期首元本額	6,810,313,088円	6,022,427,666円
期中追加設定元本額	63,623,755円	26,307,249円
期中一部解約元本額	851,509,177円	324,919,194円
2. 特定期間末日における受益権の総数	6,022,427,666口	5,723,815,721口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,061,314,833円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,343,633,094円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27特定期間 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	第28特定期間 自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
分配金の計算過程 (2018年8月28日から2018年9月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額619,121,053円(1万口当たり908円)のうち20,440,405円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 (2019年2月26日から2019年3月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額516,443,909円(1万口当たり875円)のうち17,703,061円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
A 費用控除後の配当等収益額 18,010,876円	A 費用控除後の配当等収益額 14,643,106円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 521,874,620円	C 収益調整金額 452,378,640円
D 分配準備積立金額 79,235,557円	D 分配準備積立金額 49,422,163円
E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 619,121,053円	E 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 516,443,909円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 6,813,468,536口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 5,901,020,593口
G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 908円	G 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 875円
H 1万口当たり分配金額 30円	H 1万口当たり分配金額 30円
I 分配金額(F×H/10,000) 20,440,405円	I 分配金額(F×H/10,000) 17,703,061円

（2018年9月26日から2018年10月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額608,972,791円（1万口当たり899円）のうち20,301,503円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	14,216,541円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	518,441,374円
D	分配準備積立金額	76,314,876円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	608,972,791円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	6,767,167,727口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	899円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	20,301,503円

（2018年10月26日から2018年11月26日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額582,375,535円（1万口当たり898円）のうち19,435,779円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	18,587,971円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	496,427,601円
D	分配準備積立金額	67,359,963円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	582,375,535円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	6,478,593,091口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	898円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	19,435,779円

（2018年11月27日から2018年12月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額543,058,496円（1万口当たり887円）のうち18,349,679円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	10,765,929円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	468,742,229円
D	分配準備積立金額	63,550,338円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	543,058,496円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	6,116,559,939口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	887円

（2019年3月26日から2019年4月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額522,974,820円（1万口当たり891円）のうち17,592,792円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	27,299,918円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	449,606,702円
D	分配準備積立金額	46,068,200円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	522,974,820円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,864,264,054口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	891円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	17,592,792円

（2019年4月26日から2019年5月27日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額532,886,868円（1万口当たり912円）のうち17,524,298円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	29,394,379円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	447,913,695円
D	分配準備積立金額	55,578,794円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	532,886,868円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,841,432,929口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	912円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	17,524,298円

（2019年5月28日から2019年6月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額533,399,109円（1万口当たり916円）のうち17,466,198円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	19,698,532円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	446,479,399円
D	分配準備積立金額	67,221,178円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	533,399,109円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,822,066,159口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	916円

H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額( F × H / 10,000 )	18,349,679円	I	分配金額( F × H / 10,000 )	17,466,198円
<p>(2018年12月26日から2019年1月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額535,602,285円(1万口当たり879円)のうち18,278,556円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>(2019年6月26日から2019年7月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額525,549,999円(1万口当たり910円)のうち17,315,613円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	12,894,883円	A	費用控除後の配当等収益額	13,959,112円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	466,995,134円	C	収益調整金額	442,679,448円
D	分配準備積立金額	55,712,268円	D	分配準備積立金額	68,911,439円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	535,602,285円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	525,549,999円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	6,092,852,250口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,771,871,098口
G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	879円	G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	910円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額( F × H / 10,000 )	18,278,556円	I	分配金額( F × H / 10,000 )	17,315,613円
<p>(2019年1月26日から2019年2月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額530,032,859円(1万口当たり880円)のうち18,067,282円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>(2019年7月26日から2019年8月26日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額517,001,248円(1万口当たり903円)のうち17,171,447円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	18,619,961円	A	費用控除後の配当等収益額	12,872,980円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	461,634,830円	C	収益調整金額	439,041,950円
D	分配準備積立金額	49,778,068円	D	分配準備積立金額	65,086,318円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	530,032,859円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	517,001,248円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	6,022,427,666口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,723,815,721口
G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	880円	G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	903円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額( F × H / 10,000 )	18,067,282円	I	分配金額( F × H / 10,000 )	17,171,447円

## (金融商品に関する注記)

## .金融商品の状況に関する事項

項目	第27特定期間 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	第28特定期間 自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。株価指数先物取引は、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。為替予約取引は、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価指数の変動による価格変動リスクであります。また、一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

	デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	
--	--	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第27特定期間末 (2019年 2月25日)	第28特定期間末 (2019年 8月26日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第27特定期間末 (2019年 2月25日)	第28特定期間末 (2019年 8月26日)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	255,501,073	318,520,132
合計	255,501,073	318,520,132

(デリバティブ取引等に関する注記)

第27特定期間末(2019年 2月25日)

該当事項はありません。

第28特定期間末(2019年 8月26日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第27特定期間(自 2018年8月28日 至 2019年2月25日)

該当事項はありません。

第28特定期間(自 2019年2月26日 至 2019年8月26日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第27特定期間末 (2019年 2月25日)	第28特定期間末 (2019年 8月26日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8238円 (8,238円)	0.7653円 (7,653円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円  小計	アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド	1,788,434,195	4,352,333,456	
		銘柄数	1	4,352,333,456	
		組入時価比率	99.4%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			4,352,333,456	
合計				4,352,333,456	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

## 「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （１）貸借対照表

（単位：円）

	（2019年 2月25日）	（2019年 8月26日）
資産の部		
流動資産		
預金	5,739,745	63,664,777
コール・ローン	37,463,601	41,083,497
株式	7,111,897,765	6,265,832,333
派生商品評価勘定	3,256,101	3,159
未収入金	31,526,783	
未収配当金	23,649,605	20,584,465
差入委託証拠金	21,942,618	15,470,182
流動資産合計	7,235,476,218	6,406,638,413
資産合計	7,235,476,218	6,406,638,413
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,167	3,882,181
未払解約金	40,000,000	30,000,000
未払利息	96	101
流動負債合計	40,002,263	33,882,282
負債合計	40,002,263	33,882,282
純資産の部		
元本等		
元本	2,823,131,642	2,618,657,483
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	4,372,342,313	3,754,098,648
元本等合計	7,195,473,955	6,372,756,131
純資産合計	7,195,473,955	6,372,756,131
負債純資産合計	7,235,476,218	6,406,638,413

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年 2月25日)	(2019年 8月26日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,205,010,412円	2,823,131,642円
同期中における追加設定元本額	8,461,889円	3,331,741円
同期中における一部解約元本額	390,340,659円	207,805,900円
同期末における元本の内訳		
たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	861,540,491円	809,058,823円
アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	1,931,225,052円	1,788,434,195円
アムンディ・世界好配当株式V A（適格機関投資家専用）	30,366,099円	21,164,465円
合計	2,823,131,642円	2,618,657,483円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	2,823,131,642口	2,618,657,483口



## （金融商品に関する注記）

## .金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	自 2019年 2月26日 至 2019年 8月26日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

## .金融商品の時価等に関する事項

項目	（2019年 2月25日）	（2019年 8月26日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （3）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  （2）有価証券 同左  （3）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）.金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(2019年 2月25日)	(2019年 8月26日)
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	272,901,558	223,934,742
合計	272,901,558	223,934,742

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間(2018年11月27日から2019年2月25日及び2018年11月27日から2019年8月26日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 株式関連

(2019年2月25日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P500 EMINI	43,125,268		46,381,369	3,256,101
合計		43,125,268		46,381,369	3,256,101

(2019年8月26日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P500 EMINI	93,902,115		90,019,934	3,882,181
合計		93,902,115		90,019,934	3,882,181

## (注)時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として計算期間末日(本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ)に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 通貨関連

(2019年2月25日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,000,000		5,002,167	2,167
	合計	5,000,000		5,002,167	2,167

(2019年8月26日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 英ポンド	900,000		896,841	3,159
	合計	900,000		896,841	3,159

(注)時価の算定方法

1. 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲  
値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法に  
よって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されてい  
る先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより  
評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最  
も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の  
対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2018年8月28日 至 2019年2月25日)

該当事項はありません。

(自 2019年2月26日 至 2019年8月26日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2019年 2月25日)	(2019年 8月26日)
1口当たり純資産額	2.5488円	2.4336円
(1万口当たり純資産額)	(25,488円)	(24,336円)

(3) 附属明細表  
第1 有価証券明細表  
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
日本円	キヤノン	33,600	2,697.00	90,619,200		
	日産自動車	11,300	648.80	7,331,440		
	三井物産	47,300	1,614.50	76,365,850		
	住友商事	34,800	1,543.50	53,713,800		
	あおぞら銀行	6,600	2,443.00	16,123,800		
	小計	銘柄数 組入時価比率	5 3.8%		244,154,090 3.9%	
米ドル	EXXON MOBIL	6,200	67.49	418,438.00		
	OCCIDENTAL PTL.	2,900	42.37	122,873.00		
	ONEOK INC	1,800	67.41	121,338.00		
	TRITON INTERNATIONAL LTD/BER	3,800	30.71	116,698.00		
	COVANTA HOLDING CORP	6,900	16.42	113,298.00		
	APTIV PLC	3,100	79.88	247,628.00		
	LAS VEGAS SANDS CORP	1,900	53.11	100,909.00		
	BUCKLE INC/THE	4,000	18.02	72,080.00		
	ALTRIA GROUP INCO.	11,901	46.41	552,325.41		
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	9,701	81.22	787,915.22		
	ABBVIE INC	2,200	65.97	145,134.00		
	PFIZER	7,000	34.34	240,380.00		
	CAPITOL FEDERAL FINANCIAL IN	22,500	13.16	296,100.00		
	NY.CMTY.BANC.	17,600	11.41	200,816.00		
	ORITANI FINANCIAL CORP	20,400	16.76	341,904.00		
	ARTISAN PARTNERS ASSET MA -A	8,800	26.05	229,240.00		
	CME GROUP INC	400	211.22	84,488.00		
	MOELIS & CO - CLASS A	3,200	33.03	105,696.00		
	AUTOMATIC DATA PROC.	1,400	164.80	230,720.00		
	DXC TECHNOLOGY CO	1,500	33.59	50,385.00		
	LEIDOS HOLDINGS INC	1,800	83.41	150,138.00		
	CORNING	3,700	27.45	101,565.00		
	SEAGATE TECHNOLOGY	8,200	46.92	384,744.00		
	AT&T	25,216	34.82	878,021.12		
	AMER.ELEC.PWR.	4,726	89.58	423,355.08		
	CONSOLIDATED EDISON	7,116	86.91	618,451.56		
	DTE ENERGY	5,600	128.39	718,984.00		
	DUKE ENERGY CORP	7,807	90.74	708,407.18		
	PATTERN ENERGY GROUP INC	8,200	25.76	211,232.00		
	PINNACLE WEST CAP.	5,345	94.14	503,178.30		
	PPL	5,200	29.45	153,140.00		
	WEC ENERGY GROUP INC	6,048	92.59	559,984.32		
	ANALOG DEVICES INC	1,400	104.17	145,838.00		
	CYPRESS SEMICONDUCTOR CORP	9,800	22.85	223,930.00		
	INTEL	8,700	44.96	391,152.00		
	KLA CORP	2,400	139.16	333,984.00		
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS INC	10,900	52.15	568,435.00		
	QUALCOMM INC	4,900	73.52	360,248.00		
	小計	銘柄数 組入時価比率	38 19.8%		12,013,153.19 (1,262,342,137) 20.1%	
	カナダドル	VERMILION ENERGY INC	8,000	18.76	150,080.00	
		EXCHANGE INCOME CORP	5,700	38.62	220,134.00	
ROGERS SUGAR INC		66,500	5.24	348,460.00		

	MEDICAL FACILITIES CORP	33,500	7.03	235,505.00	
	SIENNA SENIOR LIVING INC	8,700	18.76	163,212.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	7,200	100.03	720,216.00	
	TIMBERCREEK FINANCIAL CORP	39,700	9.55	379,135.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	8,700	71.58	622,746.00	
	AGF MANAGEMENT LTD-CLASS B	78,800	5.41	426,308.00	
	ALARIS ROYALTY CORP	13,100	19.49	255,319.00	
	IGM FINANCIAL INC	3,400	34.65	117,810.00	
	BCE INC	13,100	61.38	804,078.00	
	ALTAGAS LTD	5,400	18.44	99,576.00	
	NORTHLAND POWER INC	10,600	25.15	266,590.00	
	SUPERIOR PLUS CORP	13,200	11.48	151,536.00	
	TRANSALTA RENEWABLES INC	73,400	12.95	950,530.00	
	VALENER INC	24,800	25.91	642,568.00	
小計	銘柄数	17		6,553,803.00 (517,488,284)	
	組入時価比率	8.1%		8.3%	
ユーロ	ENI	6,182	13.14	81,243.84	
	REPSOL SA	25,616	12.55	321,480.80	
	TOTAL SA	18,695	43.58	814,728.10	
	NAVIGATOR CO SA/THE	34,116	2.98	101,938.60	
	CRAMO OYJ	8,406	7.60	63,885.60	
	PORR AG	4,723	19.46	91,909.58	
	OESTERREICHISCHE POST AG	7,472	31.35	234,247.20	
	DAIMLER AG (REGISTERED)	2,779	40.72	113,160.88	
	NOS SGPS	28,858	5.16	149,051.57	
	RTL GROUP	7,460	42.42	316,453.20	
	UNILEVER NV	17,112	54.14	926,443.68	
	EBRO FOODS SA	29,000	18.36	532,440.00	
	SANOFI	5,022	76.73	385,338.06	
	NORDEA BANK ABP	911	5.56	5,067.89	
	AURELIUS EQUITY OPPORTUNITIE	3,247	33.82	109,813.54	
	AXA	22,197	21.25	471,686.25	
	HANNOVER RUECK SE	2,608	146.30	381,550.40	
	MAPFRE SA	37,502	2.38	89,592.27	
	MUNCH.RUCK.REGD.	2,641	217.40	574,153.40	
	SAMPO 'A'	9,111	36.80	335,284.80	
	UNIQA INSURANCE GROUP AG	32,894	8.24	271,211.03	
	CITYCON OYJ	58,000	9.33	541,140.00	
	DIC ASSET AG	18,032	11.82	213,138.24	
	NEXITY	2,968	42.48	126,080.64	
	TIETOENATOR	11,000	22.50	247,500.00	
	NEOPOST	4,094	18.41	75,370.54	
	FREENET AG	7,888	17.13	135,121.44	
	ORANGE	29,128	13.40	390,315.20	
	PROXIMUS	12,043	26.20	315,526.60	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	57,000	2.20	125,913.00	
	TELEFONICA SA	46,320	5.93	275,094.48	
	ENAGAS SA	24,900	19.86	494,638.50	
	ENDESA	21,337	23.07	492,244.59	
	ENEL	123,758	6.22	770,146.03	
	ENGIE	14,217	13.42	190,792.14	
	FORTUM OYJ	34,261	20.10	688,646.10	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	15,593	23.52	366,747.36	
	SNAM SPA	133,191	4.42	589,902.93	
	TERNA	89,107	5.57	496,860.63	
小計	銘柄数	39		12,905,859.11 (1,510,888,926)	
	組入時価比率	23.7%		24.1%	

英ポンド	BP	59,524	4.88	290,477.12	
	ROYAL DUTCH SHELL B	5,856	22.52	131,877.12	
	BERKELEY GP.HDG.UNITS	2,962	39.69	117,561.78	
	PERSIMMON	3,655	19.09	69,792.22	
	TAYLOR WIMPEY PLC	49,531	1.47	72,860.10	
	PETS AT HOME GROUP PLC	39,066	2.30	90,086.19	
	SAINSBURY (J)	73,452	1.96	144,553.53	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	13,743	29.61	406,930.23	
	TATE & LYLE	50,476	6.92	349,394.87	
	ASTRAZENECA	7,538	73.13	551,253.94	
	GLAXOSMITHKLINE	56,597	16.91	957,168.46	
	IG GROUP HOLDINGS PLC	22,275	5.44	121,309.65	
	ADMIRAL GROUP PLC	24,500	21.57	528,465.00	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	103,565	2.87	297,956.50	
	LANCASHIRE HOLDINGS LTD	15,301	7.03	107,566.03	
	LEGAL & GENERAL	209,275	2.21	463,962.67	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	12,841	6.39	82,131.03	
	SIRIUS REAL ESTATE LTD	178,767	0.70	125,136.90	
	VODAFONE GROUP PLC	252,674	1.50	379,870.09	
	NATIONAL GRID PLC	19,235	8.53	164,074.55	
SEVERN TRENT PLC	9,981	20.30	202,614.30		
SSE PLC	31,954	11.24	359,162.96		
小計	銘柄数	22		6,014,205.24 (775,110,771)	
	組入時価比率	12.2%		12.4%	
スイスフラン	APG SGA SA	278	263.00	73,114.00	
	NESTLE 'R'	5,799	107.90	625,712.10	
	NOVARTIS 'R'	8,740	87.34	763,351.60	
	ROCHE HOLDINGS GSH.	913	271.85	248,199.05	
	BANQUE CANTONALE VAUDOISE	315	745.00	234,675.00	
	CEMBRA MONEY BANK AG	1,388	98.50	136,718.00	
	SWISS RE LTD	4,165	98.80	411,502.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	2,535	347.40	880,659.00	
小計	銘柄数	8		3,373,930.75 (363,777,213)	
	組入時価比率	5.7%		5.8%	
スウェーデンクローナ	ADAPTEO OYJ	8,406	112.00	941,472.00	
	TELIA COMPANY AB	110,512	40.83	4,512,204.96	
	小計	銘柄数	2		5,453,676.96 (59,499,615)
	組入時価比率	0.9%		0.9%	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	37,341	151.70	5,664,629.70	
	OCEAN YIELD ASA	58,712	51.00	2,994,312.00	
	MOWI ASA	24,920	220.40	5,492,368.00	
	ORKLA ASA	25,387	81.42	2,067,009.54	
	ATEA ASA	30,630	115.00	3,522,450.00	
	TELENOR	20,760	183.70	3,813,612.00	
小計	銘柄数	6		23,554,381.24 (275,115,172)	
	組入時価比率	4.3%		4.4%	
デンマーククローネ	SPAR NORD BANK A/S	16,636	54.10	900,007.60	
	TRYG A/S	9,986	204.00	2,037,144.00	
	小計	銘柄数	2		2,937,151.60 (46,113,280)
	組入時価比率	0.7%		0.7%	
オーストラリアドル	CSR LTD	45,029	4.02	181,016.58	
	TRANSURBAN GROUP	53,134	14.97	795,415.98	
	G8 EDUCATION LTD	41,784	2.74	114,488.16	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	46,505	4.59	213,457.95	
	WESFARMERS LIMITED	9,947	39.35	391,414.45	
	COCA-COLA AMATIL	95,849	10.78	1,033,252.22	

	SONIC HEALTHCARE LTD	44,128	28.89	1,274,857.92	
	AUS.AND NZ.BANKING GP.	33,604	26.64	895,210.56	
	GENWORTH MORTGAGE INSURANCE	76,085	3.11	236,624.35	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	10,162	27.34	277,829.08	
	WESTPAC BANKING	36,056	27.81	1,002,717.36	
	MACQUARIE GROUP LTD	4,085	124.79	509,767.15	
	SUNCORP-METWAY LTD	61,648	13.48	831,015.04	
	TELSTRA CORP LTD	283,905	3.74	1,061,804.70	
	AUSNET SERVICES	301,477	1.79	541,151.21	
小計	銘柄数	15		9,360,022.71 (661,285,604)	
	組入時価比率	10.4%		10.6%	
ニュージーランドドル	AIR NEW ZEALAND LTD	100,000	2.82	282,500.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	278,773	4.33	1,208,480.95	
	GENESIS ENERGY LTD	56,177	3.33	187,069.41	
	MERIDIAN ENERGY LTD	304,591	4.77	1,452,899.07	
小計	銘柄数	4		3,130,949.43 (209,961,468)	
	組入時価比率	3.3%		3.4%	
香港ドル	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS CO LTD	141,000	7.49	1,056,090.00	
	SANDS CHINA LTD	24,000	36.05	865,200.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	88,000	57.10	5,024,800.00	
	VTECH HOLDINGS LTD	30,900	64.15	1,982,235.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	64,000	54.40	3,481,600.00	
小計	銘柄数	5		12,409,925.00 (166,292,995)	
	組入時価比率	2.6%		2.7%	
シンガポールドル	COMFORTDELGRO	295,300	2.49	735,297.00	
	DBS GROUP	27,100	24.39	660,969.00	
	VENTURE CORP.	8,000	14.98	119,840.00	
	SINGAPORE TELECOM	202,300	3.25	657,475.00	
	KEPPEL INFRASTRUCTURE TRUST	242,900	0.51	125,093.50	
小計	銘柄数	5		2,298,674.50 (173,802,778)	
	組入時価比率	2.7%		2.8%	
	合計			6,265,832,333 (6,021,678,243)	

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示してあります。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2019年8月末日現在

資産総額	4,466,324,486円
負債総額	8,150,760円
純資産総額（ - ）	4,458,173,726円
発行済口数	5,714,814,452口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7801円
（1万口当たり純資産額）	（7,801円）

## &lt;参考情報&gt;

## 「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

2019年8月末日現在

資産総額	6,593,100,285円
負債総額	96,135,347円
純資産総額（ - ）	6,496,964,938円
発行済口数	2,618,249,186口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4814円
（1万口当たり純資産額）	（24,814円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

##### (2)委託会社の概況

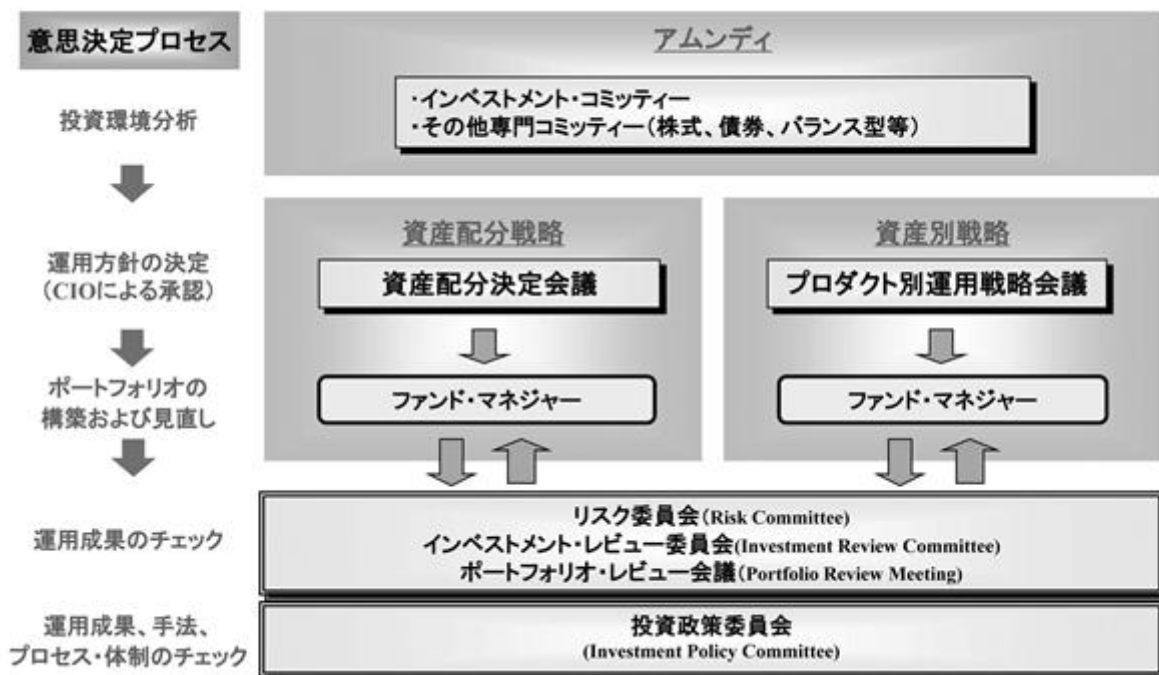
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に行います。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 営業の概況

2019年8月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	10	49,891
追加型株式投資信託	167	1,870,157
合計	177	1,920,048

### 3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)		第 38 期 (平成30年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬		2,801,064		3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬		4,663		4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産		314,900		326,171
立替金		96,577		79,351
その他		69		874
流動資産合計		14,190,834		16,221,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,123
器具備品(純額)	*2	103,175	*2	81,044
有形固定資産合計		196,658		164,167
無形固定資産				
ソフトウェア		38,852		33,524
ソフトウェア仮勘定		4,806		-
商標権		845		835
無形固定資産合計		44,503		34,359
投資その他の資産				
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,938
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		-
長期差入保証金		218,142		207,299
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		8,553		-
貸倒引当金		1,000		-
投資その他の資産合計		747,707		715,182
固定資産合計		988,868		913,708
資産合計		15,179,702		17,135,263

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)	第 38 期 (平成30年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	991	-
預り金	1,259,125	95,842
未払償還金	686	686
未払手数料	1,363,261	1,699,255
関係会社未払金	243,647	397,289
その他未払金	*1 152,555	*1 586,484
未払費用	412,172	311,469
未払法人税等	163,910	168,056
未払消費税等	103,501	88,126
賞与引当金	672,011	656,427
役員賞与引当金	116,143	152,398
流動負債合計	4,488,002	4,156,033
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	11,885	5,479
退職給付引当金	11,320	55,750
賞与引当金	26,132	39,672
役員賞与引当金	54,701	112,090
資産除去債務	60,483	61,573
固定負債合計	164,521	274,565
負債合計	4,652,523	4,430,598
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	6,592,764	8,779,534
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	4,992,764	7,179,534
利益剰余金合計	6,702,856	8,889,626
株主資本合計	10,521,691	12,708,462
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	5,488	3,796
評価・換算差額等合計	5,488	3,796
純資産合計	10,527,179	12,704,665
負債純資産合計	15,179,702	17,135,263

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,327
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,553
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,463
広告宣伝費	63,731	106,771
調査費	500,592	627,420
委託調査費	343,347	804,809
委託計算費	14,801	20,065
通信費	38,276	41,206
印刷費	68,664	181,299
協会費	21,264	28,774
営業費用合計	6,478,400	10,182,806
一般管理費		
役員報酬	150,777	168,290
給料・手当	1,845,556	2,136,270
賞与	-	1,000
役員賞与	6,596	77,093
交際費	11,133	16,006
旅費交通費	64,237	86,612
租税公課	85,622	114,831
不動産賃借料	141,367	189,354
賞与引当金繰入	512,522	625,996
役員賞与引当金繰入	67,500	81,615
退職給付費用	95,770	219,000
固定資産減価償却費	39,898	53,706
商標権償却	195	310
福利厚生費	226,612	330,201
諸経費	174,049	337,402
一般管理費合計	3,421,834	4,437,686
営業利益	2,249,675	3,264,061
営業外収益		
有価証券利息	191	54
有価証券売却益	5,282	321
受取利息	144	229
為替差益	81,187	-
雑収入	1,290	9,596
営業外収益合計	88,093	10,200
営業外費用		
有価証券売却損	-	99
特別退職金	7,058	-
支払利息	410	75
為替差損	-	35,861
雑損失	4,457	0
営業外費用合計	11,926	36,035
経常利益	2,325,843	3,238,227
税引前当期純利益	2,325,843	3,238,227
法人税、住民税及び事業税	919,528	1,065,036



法人税等調整額	179,042	13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	2,177,486
当期末残高	3,796	3,796	12,704,665

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2)その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

##### (2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## （貸借対照表関係）

\*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
未収収益	152,512 千円	162,554 千円
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円

\*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

## （損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

## （株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 300,000千円  
(ロ) 1株当たり配当額 125.00円  
(ハ) 基準日 平成29年 3月31日  
(ニ) 効力発生日 平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 5,654,687千円  
(ロ) 1株当たり配当額 2,356.12円  
(ハ) 基準日 平成29年 3月31日  
(ニ) 効力発生日 平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	-
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	-
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	-
(4) 未収収益	849,057	849,057	-
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	119,938	119,938	-
資産計	16,107,455	16,107,455	-
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	-
負債計	1,699,255	1,699,255	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



## (6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

## 負債

## (1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム(デラウエア)社の株式です。

(単位:千円)

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

## (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

## 第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1.満期保有目的の債券

## 第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

## 第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

## 2.子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	64
	小計	10,324	10,260	64
合計		428,481	436,391	7,909

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	7,226
	小計	422,541	415,315	7,226
合計		428,735	423,263	5,472

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

### 4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)		第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	20,397		2,767	
退職給付費用	65,050		179,620	
退職給付の支払額	-		11,320	
制度への拠出額	82,680		115,316	
退職給付引当金の期末残高	2,767		55,750	

(千円)

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第37期 (平成29年12月31日)		第38期 (平成30年12月31日)	
積立型制度の退職給付債務	669,970		746,598	
年金資産	678,524		692,897	
	8,553		53,700	
非積立型制度の退職給付債務	11,320		2,050	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767		55,750	
退職給付に係る負債	11,320		55,750	
退職給付に係る資産	8,553		-	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767		55,750	

(千円)

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

## 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払費用否認額	83,244 千円	84,650 千円
未払事業税	30,157 千円	32,910 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384 千円	213,145 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847 千円	10,046 千円
減価償却資産	4,429 千円	4,237 千円
資産除去債務	17,110 千円	18,854 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	1,676 千円
未払事業所税	2,194 千円	2,417 千円
その他	- 千円	2,834 千円
繰延税金資産小計	353,364 千円	370,769 千円
評価性引当額	38,464 千円	44,597 千円
繰延税金資産合計	314,900 千円	326,171 千円
<b>繰延税金負債</b>		
繰延資産償却額	794 千円	1,838 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	4,659 千円	3,642 千円
その他有価証券評価差額金	2,422 千円	- 千円
その他	4,010 千円	- 千円
繰延税金負債合計	11,885 千円	5,479 千円
繰延税金資産の純額	303,015 千円	320,692 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

## 第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

## 第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	59,677 千円	60,483 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	806 千円	1,091 千円
期末残高	60,483 千円	61,573 千円

## （セグメント情報等）

## （セグメント情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

## (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の内 容又は職 業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社	アムンディ アセットマ ネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委託等	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	423,995	未収収益	152,512

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

## 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）。

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)*1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など*2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 兄弟会社等



種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

## 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

## (1株当たり情報)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		10,829,733
前払費用		76,323
未収入金		35,910
未収委託者報酬		3,105,705
未収運用受託報酬		464,284
未収投資助言報酬		2,614
未収収益		784,620
立替金		68,588
その他		523
流動資産合計		15,368,300
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		77,758
器具備品(純額)		75,438
有形固定資産合計		153,197
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		34,234
商標権		675
無形固定資産合計		34,909
投資その他の資産		
金銭の信託		301,460
投資有価証券		110,546
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		209,794
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		218,499
投資その他の資産合計		924,919
固定資産合計		1,113,025
資産合計		16,481,325

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	143,569
未払償還金	686
未払手数料	1,609,604
関係会社未払金	106,521
その他未払金	218,008
未払費用	378,616
未払法人税等	76,325
未払消費税等	45,901
賞与引当金	341,901
役員賞与引当金	117,063
流動負債合計	3,038,195
固定負債	
退職給付引当金	54,322
賞与引当金	43,096
役員賞与引当金	108,225
資産除去債務	62,127
固定負債合計	267,771
負債合計	3,305,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,648,162
利益剰余金合計	9,358,254
株主資本合計	13,177,089
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,730
評価・換算差額等合計	1,730
純資産合計	13,175,359
負債純資産合計	16,481,325

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自平成31年 1月 1日
		至令和元年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,291,082
運用受託報酬		804,703
投資助言報酬		1,818
その他営業収益		802,134
営業収益合計		7,899,737
営業費用		4,583,258
一般管理費	*1	2,621,400
営業利益		695,078
営業外収益	*2	63,488
営業外費用	*3	45,702
経常利益		712,864
税引前中間純利益		712,864
法人税、住民税及び事業税		142,955
法人税等調整額		101,282
法人税等合計		244,237
中間純利益		468,628

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当中間期変動額					
中間純利益			468,628	468,628	468,628
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			468,628	468,628	468,628
当中間期末残高	110,093	1,600,000	7,648,162	9,358,254	13,177,089

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,796	3,796	12,704,665
当中間期変動額			
中間純利益			468,628
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,066	2,066	2,066
当中間期変動額合計	2,066	2,066	470,694
当中間期末残高	1,730	1,730	13,175,359

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

###### 時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

## (表示方法の変更)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産	324,768千円
無形固定資産	86,035千円

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

*1 減価償却実施額	
有形固定資産	19,730千円
無形固定資産	8,115千円
*2 営業外収益のうち主要なもの	
賞与引当金戻入額	57,456千円
*3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	45,452千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。



## （リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

## ファイナンス・リース取引

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## （1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

## （2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

## （金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,829,733	10,829,733	-
(2) 未収委託者報酬	3,105,705	3,105,705	-
(3) 未収運用受託報酬	464,284	464,284	-
(4) 未収収益	784,620	784,620	-
(5) 金銭の信託	301,460	301,460	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券	110,546	110,546	-
資産計	15,596,348	15,596,348	-
(1) 未払手数料	1,609,604	1,609,604	-
負債計	1,609,604	1,609,604	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (6) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

## 負債

## (1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	84,560

## (注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

## 1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	105,152	109,253	4,101
	小計	105,152	109,253	4,101
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	309,348	302,753	6,595
	小計	309,348	302,753	6,595
合計		414,500	412,006	2,494

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

## 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

## 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	61,573千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	553千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	62,127千円

## (セグメント情報等)

## (セグメント情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## (関連情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
6,728,282	631,559	539,895	7,899,737

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&ス イッチファンド	1,065,329	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこ れらの附帯業務

## (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1株当たり純資産額 5,489円73銭

1株当たり中間純利益 195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 468,628千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る中間純利益 468,628千円

期中平均株式数 2,400千株

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社東和銀行	38,653百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	
株式会社高知銀行	19,544百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
廣田証券株式会社	600百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
UBS証券株式会社	32,100百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
九州FG証券株式会社	3,000百万円	
セントラル短資株式会社	5,000百万円	主として、コール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業とするとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託の取扱いを行っております。

ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### <再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資 本 金 : 10,000百万円（2019年3月末日現在）

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>



独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田 光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の2019年2月26日から2019年8月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の2019年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和元年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。